

今回のテーマ

標準保障について

1. 標準保障額とは

近年、企業をとりまく環境が激しく変化し、各種リスクも多様化・大型化しています。

このような状況の中で、企業の経営者、幹部社員の方々に不測の事態が発生した場合、企業に与える「経済的損失」は多大なものとなります。

「標準保障額」とは、この「経済的損失」を客観的な根拠を元に算出したものです。

特に経営者においては、その信用・信頼で企業が成り立っているケースが多く見受けられます。残された従業員・取引先・家族を守るために、この「標準保障額」に対してのリスクヘッジ(＝保障の確保)を行うことは、経営者としての最低限の責務と考えられます。

2. 標準保障額として、主に3つの項目があります

- (1) 借入金対策資金
- (2) 運転資金対策資金
- (3) 退職慰労金・弔慰金対策資金

※ 詳細については、次号よりご紹介いたします。

事業を営むにあたり、外部・内部環境を問わず様々なリスクが存在します。しかし、その一方で、すべてをカバーすることは資金面から見て難しい部分でもあります。

自社の想定されるべき事業リスクはどの程度あるのかや、現在加入している保障でそのリスクがカバーできるのか、不足している場合はどのような保障に加入することが必要なのかを是非、この機会に確認をしてみたいはいかがでしょうか。

担当: 吉田 智哉